

戸籍の届出をされた方へ（死亡届）

スマホで必要な手続きが確認できるくらしの手続きガイドはこちらから



以下の届出をされた時は、その届出に関連する様々な手続きがあります。
 該当する届出について、内容をご確認いただき、担当部署で必要な手続き等を行ってください。
 なお、振興局担当窓口欄に係の記載があるものは各振興局で同様の手続きを行っていただけます。

対象となる方	本庁担当部署（電話番号）	振興局担当窓口	内 容
印鑑登録をされている方、 住基カードをお持ちの方	1階 窓口サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証、住民基本台帳カードを返却してください。
児童手当の受給者	1階 国保・年金課 (21-9061)		<ul style="list-style-type: none"> 受給者または対象児童がお亡くなりの場合には、手続きが必要です。
国民年金受給者			<ul style="list-style-type: none"> 未支給年金請求などの手続きを行ってください。 （日本年金機構で既に手続きがお済の方は市へのお手続きは不要です。）
国民年金加入者			<ul style="list-style-type: none"> 死亡一時金などの資格があるか確認しますのでお問い合わせください。（日本年金機構で既に手続きがお済の方は市へのお手続きは不要です。）
国民健康保険、後期高齢者 医療制度の被保険者、福祉 医療費の受給者			<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証、受給者証を返却してください。 ※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、あわせて返却してください。 ※世帯主が死亡された場合は、その世帯の国民健康保険加入者全員の保険証の差替が必要です。 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者が死亡された場合、葬祭を行った方に、葬祭費が支給されますので申請をしてください。（死亡の原因が交通事故等で、加害者側から葬祭費等の支給を受けている場合は、申請できません。）
バイク、軽自動車、農耕車 等をお持ちの方	1階 税務課市民税係 (21-9045)		<ul style="list-style-type: none"> 廃車、名義変更の手続きを行ってください。排気量125cc超のバイク、軽自動車は、登録された事務所での手続きとなります。
豊岡市に固定資産をお持ちの方	1階 税務課資産税係 (21-9046)		<ul style="list-style-type: none"> 後日、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を相続人に送付しますので、手続きを行ってください。
市税が課税されている方全般	1階 税務課収税係 (23-1118)		<ul style="list-style-type: none"> お亡くなりの方に税の未納がある場合、相続人の方はご相談ください。
犬を飼っている方	1階 東側 生活環境課生活環境係 (23-5304)		<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録事項変更の手続きを行ってください。
豊岡市立霊苑使用者			<ul style="list-style-type: none"> 霊苑使用者の方がお亡くなり場合は、墓所使用承継許可申請書により使用者を変更してください。 霊苑に焼骨の埋蔵をする場合は、焼骨埋蔵届が必要ですので、手続きを行ってください。
防災行政無線の受信機をお 持ちの方（一人世帯の方が 亡くなった時）	3階 危機管理課 危機管理係 (23-1111)	地域振興課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> 受信機を返却してください。
農業者年金受給者	2階 農業委員会 (21-9021)	—	<ul style="list-style-type: none"> 受給者がお亡くなり場合は、年金受給者死亡届と、未支給年金請求を最寄りのJA本支店で行ってください。 死亡一時金の請求を最寄りのJA本支店で行ってください。
農業者年金加入者 農業者年金待機者			
相続等により農地を取得した方		地域振興課 地域振興係 (受け取りのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 相続等により、農地の権利を取得した場合は、相続登記完了後に、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を提出してください。（様式はホームページ上に掲載）
相続等により森林を取得した方	農林水産課林務水産係 (23-1127)		<ul style="list-style-type: none"> 相続等により、森林の権利を取得した場合は、相続登記完了後に、「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。（様式は林野庁ホームページ上に記載）
市営住宅に入居されている方	5階 建築住宅課 住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	<ul style="list-style-type: none"> 名簿抹消の手続きを行ってください。 ※名義人死亡の場合は別途手続きがあります。
死亡された方が居住していた住宅が空き家となる方			<ul style="list-style-type: none"> 空き家のまま放置することのないように、適切な維持管理、相続手続き、売却又は除却等を行ってください。

裏面もご覧ください

対象となる方	本庁担当部署（電話番号）		振興局担当窓口	内 容
豊岡市奨学金の奨学生またはその保護者	6階	教育総務課教育総務係 (23-1117)	—	・ 届出を行ってください。
児童扶養手当の受給者		こども支援課こども応援係 (21-9038)	市民福祉課 市民福祉係	・ 受給者または対象児童がお亡くなりの方は、届出してください。
子どもを養育されている方 (児童扶養手当)				・ 配偶者等がお亡くなりの方は、児童扶養手当の対象となる場合がありますので、相談してください。
障害者手帳（身体、療育、精神）、自立支援医療受給者証をお持ちの方	立野庁舎 1階	社会福祉課障害福祉係 (24-7033)	市民福祉課 市民福祉係	・ 返還手続きを行ってください。
豊岡市福祉金、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者（児）介護手当の受給者				・ 資格喪失届の手続きを行ってください。
特別児童扶養手当の受給者				・ 受給者または対象児童がお亡くなりの方は、届出してください。
介護保険制度の被保険者の方	立野庁舎 2階	高年介護課高齢者福祉係 (24-2401)	—	・ 被保険者証を返却してください。 ※負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方はあわせて返却してください。
緊急通報システム機器をお持ちの方		高年介護課高齢者福祉係 (29-0055)		・ 緊急通報装置、ペンダント型送信機、火災警報器の3点セットを返却ください。
城崎温泉外湯入浴ICカードをお持ちの方	—	—	城崎振興局 城崎温泉課 (21-9070)	・ 外湯入浴ICカードの返納及び残金の精算手続きを行ってください。
上、下水道の利用者	—	水道お客さまセンター (22-5378)	—	・ 水道の使用を中止する場合、水道の利用者、所有者を変更する場合は連絡してください。
図書館利用者カードをお持ちの方	—	図書館本館 (23-6151)	各分館	・ 本人の利用者カードと図書館から借りた本があれば、ご家族の方がお返しください。

*税金・各種料金等を口座振替されている方は、振替口座について再度確認してください。

*届出後にコンビニ交付サービスを利用される場合、届出内容が反映されるまで日数がかかります。

豊岡市役所	TEL（代表）	TEL（市民福祉課）	TEL（地域振興課地域振興係）	TEL（地域振興課総務係）
本庁舎	0796-23-1111			
城崎振興局	0796-32-0001	0796-21-9066	0796-21-9065	左に同じ
竹野振興局	0796-47-1111	0796-21-9074	0796-21-9073	0796-47-1111
日高振興局	0796-42-1111	0796-21-9053	0796-21-9056	0796-21-9052
出石振興局	0796-52-3111	0796-21-9026	0796-21-9028	0796-21-9025
但東振興局	0796-54-1000	0796-21-9033	0796-21-9032	左に同じ

大切な人を亡くされた方へ

大切な人を亡くしたとき、

こころやからだにはいろいろな変化が起こることがあります。

それは、誰にでも起こることで、その症状や程度は一人ひとり違います。

（例えば、眠れない・気分の落ち込み・体調不良が長く続く…等）

つらい思いをひとりで抱え込んでいませんか？

そのつらい思いや困っていることを、話したり、相談できる場所があります。

もしもし電話健康相談

0796-22-7700

（平日 午前9時～午後5時）

※保健師がお話を聞かせていただきます。

流産・死産・お子さまとの死別を 経験された方へ

相談先

豊岡市こども未来課おやこ保健係
電話 0796-24-9604

豊岡市ホームページ
(二次元バーコード)

